

# 後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 <http://www.shigakouiki.jp/>

## 8月1日から被保険者証がうぐいす色(黄緑色)に変わります

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留で加入者全員にお届けします。

有効期限は平成29年7月31日です。

現在お持ちの被保険者証(びわ色)は、8月1日以降は使えません。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

認定証も8月1日から新しくなります。

8月以降も該当する人は、新しい被保険者証に同封して郵送します。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時や高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると、食事代が減額されたり、医療にかかる窓口での支払いの上限が限度額までとなります。

平成28年度の住民税が世帯全員非課税の人が対象となります。

対象となる人で、認定証をお持ちでない人は被保険者証と印鑑を持って、保険課(近江庁舎)、市民窓口課(米原庁舎)または各庁舎自治振興課で申請してください。

交付年月日 平成28年 8月 1日

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成29年 7月31日

被保険者番号 01234567

住 所 大津市京町四丁目3番28号

氏 名 広域 太郎

性 別 男 一部負担金の割合

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日 1割

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

免 効 期 日 平成20年 4月 1日

保 険 者 番 号 3:9 2:5 2:0 1:0

保 険 者 名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

**見本**

氏 名	広域 太郎
被 保 険 者 番 号	0 1 2 3 4 5 6 7
一 部 負 担 金 割 合	1 割
有 効 期 限	平 成 2 9 年 7 月 3 1 日

## ¥ 後期高齢者医療保険料の額をお知らせします

平成28年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を7月中旬に郵便でお送りします。

※保険料は平成27年中の所得に基づき計算します。

### 保険料の支払い方法をご確認ください

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



## ! 公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意ください

市や広域連合などの職員を装い、後期高齢者医療制度の被保険者宅に電話をかけたたり訪問したりして、金銭や被保険者証をだまし取る詐欺が多発中です。

市や広域連合などの公的機関が、金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATMを操作するよう指示することは絶対にありません!

おかしいと思ったら、ひとりで判断せず、警察や保険課(近江庁舎)または滋賀県後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。



# ご利用ください!木造住宅の耐震診断

問 市 都市計画課(近江庁舎) ☎52-6926 FAX 52-8790

市では、市民のみなさんの大切な生命や財産を守るため、耐震基準が強化される前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断員の無料派遣事業や一定の要件を満たす耐震改修工事に対し、助成金交付事業を行っています。

申込期限  
11/30(水)

## 木造住宅耐震診断員派遣事業

- 滋賀県が実施する講習を修了した耐震診断員による簡易耐震診断(2~3時間)を無料で受けることができます。
- 耐震診断の結果、評点が0.7未満の木造住宅を耐震改修する場合の補強案を作成し、費用の概算額を算出する業務を無料で受けることができます。

### 対象となる住宅(以下のすべてを満たす住宅)

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成したもの
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ・階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- ・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)ではないもの

## 木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業

耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された木造住宅を耐震改修する場合、改修にかかる費用の一部を助成します。

## 木造住宅の耐震シェルター等の普及事業

耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された木造住宅に耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置にかかる費用の一部を助成します。

※詳しくは都市計画課へお問い合わせください。



# 福祉医療(乳幼児、小中学生以外)の更新の手続きをお忘れなく!

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

現在お持ちの福祉医療費受給券(乳幼児、小中学生以外)などは8月1日から新しい受給券になります。受給券の交付を受けていて、引き続き医療費助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。

対象となる可能性のある人には、必要書類を6月中旬~下旬に郵送しましたので提出してください。所得審査等を行った上、対象者には7月下旬に受給券を郵送します。

※申請書の提出がない場合、新しい受給券を受け取ることができません。

※米原市で所得が把握できない場合は、前住所所在地などでの平成28年度所得・課税証明書が必要です。

### 更新申請が必要な項目

- ・重度心身障がい者(児)
- ・ひとり暮らし高齢寡婦
- ・低所得老人
- ・重度精神障がい者(児)
- ・母子家庭
- ・重度心身障がい老人
- ・父子家庭
- ・重度精神障がい老人
- ・ひとり暮らし寡婦
- ・心身障がい医療費助成
- ・精神障がい者入院医療費助成

## ワンポイント手話

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

### いつまでもみんなとともに笑いたい

加齢により聴力が落ちると、家族が何を話しているのかわからず、怒りっぽくなり孤立しがちです。

聞こえていないことを意識して、顔を見て正面から声を掛けましょう。

また、時には筆談も交えて話しましょう。



### 今月の手話「こんにちは」

出典：日本語・手話辞典

右手2指を額中央に当てる。



# 農地等の利用の最適化の推進に向け 農業委員会法が改正されました

問 市 農業委員会事務局  
(伊吹庁舎)  
☎58-2226 FAX 58-1197

「農業委員会等に関する法律」の改正法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員の定数が現在の29人から半数程度となります。現在の委員の任期は平成29年7月19日までで、次期から新しい体制になります。詳しくは、市農業委員会事務局へお問い合わせください。

## 「農地等の利用の最適化の推進」が 農業委員会の必須業務に 変更1

全農地に対し、担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大するため、農業委員会では、許認可事務だけではなく、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを行います。

## 農業委員の選出方法が公選制から 推薦・公募制に 変更3

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更となりました。

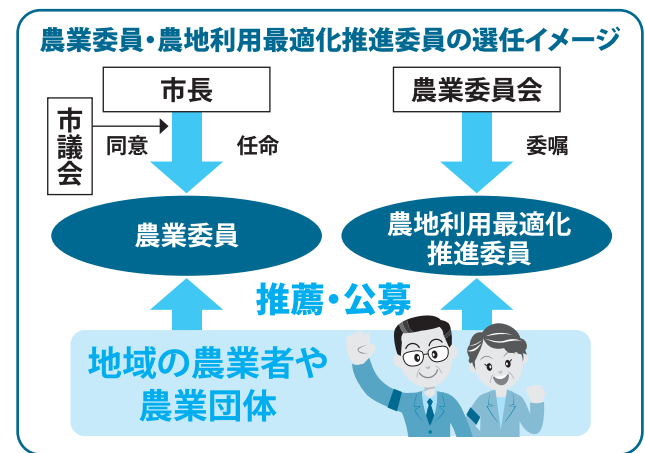
任命の際は、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募します。

また、区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の半数は、認定農業者であることが必要で、利害関係者以外も登用することとなりました。さらに、年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮し、女性や青年の農業委員への登用も促進します。

## 農業委員とともに地域で活動する 推進委員を委嘱 変更2

上記の業務に取り組む体制を強化するため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する人から「農地利用最適化推進委員」を委嘱します。推進委員は農業委員会の総会、部会に出席し、意見を述べるすることができます。

農地等の利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が連携しあうことが必要です。



### 湖北広域行政事務センターからのお知らせ

## 新しい施設の整備を進めていきます

今号から3回シリーズで、施設の現状や次期施設整備計画の考え方を紹介します。

問 湖北広域行政事務センター 施設整備課  
☎0749-62-7146 FAX 0749-65-0245 <http://www.kohoku-kouiki.jp/>

湖北広域行政事務センター（以下センター）では、ごみの収集・運搬・処理、し尿汚泥処理のほか、霊柩車の運行や火葬場の運営を米原市と長浜市の共同事務として行っています。

現在、センターでは、ごみ焼却処理施設（クリスタルプラザ）、粗大ごみ破砕処理施設（クリーンプラント）、最終処分場（ウイングプラザ）、し尿汚泥処理施設（第1プラント）のほか、火葬場など10施設を市民の安全と安心を第一に稼働・維持管理しています。

しかし、老朽化が著しい施設もあり、毎年多額の修繕経費を要する状態です。安全に運転するためにも、新施設の整備を計画的に進めなければならない時期となっています。

昨年度、センターでは、次期施設の整備に関する基本方針を作成しました。方針では、将来の需要予測に基づく適切な規模を検討するほか、快適な市民生活になくはならない施設として、身近に感じていただけるよう、最新の処理技術の採用や余熱エネルギーの有効利用などを検討し、今後の整備計画の指針として取り組んでいきます。

市民のみなさんには、日常生活に密接に関わる施設の重要性をあらためて認識していただくとともに、次期施設整備計画の推進にご理解とご協力をよろしく願います。

